

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工振興課 No.009

処 分 名	庄和勤労福祉センターの使用の許可
処 分 の 概 要	庄和勤労福祉センターを使用しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。許可内容を変更 009・制限する場合も同様。
根拠条例等・条項	春日部市庄和勤労福祉センター条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 88 号）第 4 条 春日部市庄和勤労福祉センター条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 22 号）第 3 条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 19 年 12 月 19 日条例第 52 号）第 3 条
審 査 基 準	<p>◎次の(1)から(5)のいずれかに該当した場合、庄和勤労福祉センターの使用の許可等がされません。また、使用を許可するにあたって管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等の場合 <p>(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的を問わず、収益事業を営む法人（人格のない社団を含む）・商人・営利法人（会社）が使用する場合 ・手工芸、舞踏、茶道、華道・生花、絵画やスポーツ・レクリエーション、その他の学習（習い事や技芸等）の先生や私塾の経営者の方が、収益（稽古や練習、作品づくり）や宣伝（生徒集め等）を目的に使用する場合 ・公共・公益法人、協同組合等が収益事業の場として使用する場合 ・商品（販売できる物品・物資を含む）・サービスの販売・宣伝及び会社・商店・私塾・収益事業の宣伝を目的とする場合。 <p>(4) センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合 など <p>(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。</p>

標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成20年4月1日）
申請時期	センターを使用しようとする者は、市長に申請しなければならない。申請は、使用する日が属する月の2か月前の月の15日から使用する日までの規定による抽選の第1回目の当選者にあつては、使用する月の3か月前の月の15日から28日の間、第2回目の当選者にあつては、使用する日が属する月の2か月前の月の15日から28日までの間）に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
申請方法	1階施設の窓口へ提出
備考	公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。
根拠条例及び関係例規等の抜粋	<p>■春日部市庄和勤労福祉センター条例 （使用の許可及び制限）</p> <p>第4条 センターの施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可は、当該許可に係る使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。</p> <p>(4) センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他センターの設置目的に反すると認められるとき。</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。</p> <p>■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 （使用の制限）</p> <p>第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。</p> <p>2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあつても、管理者は、その賠償の責めを負わない。</p>